

第13回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月20日（水）15：30～16：00

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目：万博記念公園

4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、大橋専門委員、美原専門員

財務省

理財局 国有財産業務課長 豊岡 俊彦

（以下「豊岡国有財産業務課長」という。）

国有財産評価指導官 山田 宏幸

（以下「山田国有財産評価指導官」という。）

大橋専門委員 どうもお待たせして、申し訳ございません。

第2次ヒアリングということで、時間も押し迫っており、申し訳ございませんが、簡潔にまず御説明していただいた上で、質疑に入るといことです。

豊岡国有財産業務課長 わかりました。

それでは、お手元にごさいます調査票に基づきまして、質問4点いただいております、この黒印のところは質問事項でございます。

「公園の整備・運営に関して、現在機構が実施している企画業務、発注業務及び契約業務を特段、独立行政法人が行わなければならない業務とは言えないため、これらの業務を含め、包括的に民間委託し、当該民間業者が全体をコーディネートすることにより民間の創意工夫による効率的な管理が可能と考えられる。この場合、サービス水準等の低下の懸念に対しては、国側において、当該民間業者を十分に監督、検査等を行うことによって対応可能と考えられるが、ご見解を伺いたい」ということでございます。

答えのところでございます。

公園の整備・運営につきましては、機構が主体となって実施しているところでございますが、外部委託可能な業務につきましては、委託を推進しているところでございます。企画業務、発注業務及び契約業務につきましては、業務運営の根幹となるものでございまして、これらは画一的なものではございません。または、責任を伴うものであるということから、民間委託しました場合におきましても、機構において再度チェックする必要があるということから、結果としてコスト削減には結び付かないのではないかと、非効率になるのではないかと考えておきまして、適当ではないと考えております。

また、サービス水準等の低下の懸念に対しては、国側において当該民間業者を十分に監督、検査等を行うことにより対応可能という御指摘でございますけれども、1つには、独立行政法人自体、独立行政法人通則法の2条におきまして、国が自ら主体となって直接に

実施する必要のないというもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがあるというものについて、効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立という法人でございまして、行政改革の一環として国から法人化されているということからいたしますと、機構の業務を国の機関の業務としました場合には、これに相反することになると。

2つ目には、国において十分な監督、検査等を行うということでありまして、それなりの相応の体制が必要となるということで、行政改革の観点からは望ましくないのではないかとといったことから、包括的に民間委託を行うことは適当ではないと考えております。

それから2つ目の御質問でございます。

日本万博記念基金の管理の運用及び助成金の交付業務も包括的に民間委託を行うことについての見解ということで、万博の記念基金でございますが、この管理・運用業務につきましては、安全運用を行うということで、保全の確実性を担保しているところでございます。これを外部委託することにつきましては、委託経費が必要となる。それから機構におきまして、管理・運用業務が適切に実施されているかどうか、再度チェックが必要になるということで、非効率を招くものではないかと考えられます。ということで、適当ではないかと考えております。

また、当該基金の助成金の交付業務でございますけれども、これは公共上の見地から、万博の成功を記念する事業に確実に活用されるべきものでありまして、機構が直接業務を行っているところでございますけれども、これにつきましては、1つには助成申請事業が助成の目的に合致するかどうか、十分な知識が必要である。

2つには、助成金の申請受付業務、それから実地調査につきましては、業務量は極めて小さいということで、業務の効率性及び費用対効果の観点から、民間委託を行うメリットがないと。

3点目で、民間委託先に対する十分な監督、検査を行うためには、相応の体制が必要となるわけでございますが、行政改革の観点からは望ましくないということでございます。

4点目でございますけれども、上記によって独立行政法人としての組織を廃止し、必要最小限の業務を国等で行うことを検討すべきと。

それについての見解はということで、機構につきましては、特殊法人の整理合理化計画、平成13年でございますが、ここにおきまして、独立行政法人に移行ということをされまして、昨年10月に設立されたばかりということで、現在、業務の質の向上、あるいは、活性化、効率性の向上ということを独法において図っているところでございます。業務運営につきましては、第三者機関から事後評価を受けているところでございます。

独法としての組織は廃止して、必要最小限の業務を国等で行ってはどうかという御指摘でございますけれども、上記のとおり現状の独法という形態によって業務の質の向上、活性化、効率性の向上を図ることが適当と考えているところでございます。

なお、独法の通則法の35条によりまして、中期目標期間終了時に組織の改廃を含めた検

討を行うとされておりまして、機構につきましては、平成 20 年の 4 月以降にその検討を行うということになっております。

最後に組織と業務内容及びその所属する人数ということで、次のページに付けてございます。

公園事業につきましては、31 名おりまして、事業部でやっております。営業企画課というところが 6 名、事業推進課が 13 名、緑地施設課が 10 名。

それから、参考で基金でございますけれども、これは 6 名でやっております。

駆け足でございますが、以上でございます。

大橋専門委員 ありがとうございます。何か。

行政改革という言葉がたくさん出てきますけれども、この法人が独法法人を廃止して業務の簡素化を図ることがまさに行革に資するものだと私は思います。

そこで、要するに企画、発注、契約という 3 つの業務が骨格的に今、独法法人の万博機構が自らやっている仕事、あとはかなり民間委託をしているという御説明だったと思えますけれども、まず、企画業務というのは何かというと、いただいた資料を見ると中期計画をつくることであると言ってございます。これは、中期計画というのはもともと、これは独法法人の通則法でつくれとなっているから、つくらざるを得ない性格であって、独法法人が廃止されたら通則法が適応されませんから、そんなのは必要なくなる。

それから、実態的に言えば中期計画というのが民間に、この機構がやっている仕事を包括的に委託した場合も、そのような中期計画に類似のような、ここで言います整備計画と言いますか、そういうものが民間ではできないものなのかどうかということを考えてみますと、決して民間でできないような話ではないような気がするのです。5 年なら 5 年という計画の期間の間にこういう施設を整備しますというような内容がその整備計画であるとするならば、決してそんなものは民間だからできないと、是非この機構でやらなければならないという合理的な理由にはならないというように聞きます。

それから、残っている 2 つの発注業務、契約業務についても、これはもう豊岡課長も御案内のように民間でも十分やっていることですね。機構でなければ、機構が御自らやらなければならないという、これも合理的根拠がないというように私は思いました。

そういう観点から、まず公園の管理という仕事、これは間違いなく民間でも可能だろう。

それから、基金の交付事業です。これは私は前回近畿財務局辺りにやってもらえればいいのか、年間 90 件ぐらいしかないですね。と申し上げたのだが、基金の交付、配分の問題が非常に気にかかるのであったら、それはもう地方財務局でおやりいただくという方向で検討し、結論としては、この機構というのは独法廃止という方向になるのではないかなと私は思うのですけれども。

豊岡国有財産業務課長 包括的民間委託の前提として、独法を廃止いたしますと、それが包括的民間委託をする前段階で国の業務に今度は戻ってくるということで今。

大橋専門委員 国の業務として指揮監督権というのが残ってもいいと思います。

豊岡国有財産業務課長 そうしますと、そこでまたそれに関わる定員措置というのが出てくるわけでございまして。

大橋専門委員 そんなのは既存の定員でできるでしょう。

豊岡国有財産業務課長 既存の定員は、今は毎年毎年経費削減の中で、もういっぱいいっぱいやっているところございまして、新たな業務ということになりますと、それに伴って定員措置が必要、それから指定管理者制度を入れました際に。

大橋専門委員 失礼。では、定員が付けば独法法人を廃止してもいいということですか。

豊岡国有財産業務課長 国全体の方針の中で定員につきましては、平成 22 年までに少なくとも 10%、全体では 25% という中でもって、今も四苦八苦しているところございまして、指定管理者制度を例えば入れました際に、指定業者が例えば取り消しになった場合には、新しい指定業者を選定するまでの間、今度は国がもう自らやらなければいけないということになりまして、独法の議論の中で国が自ら主体となって直接的に実施する必要はないのではないかということで政府部内で仕切りが行われたのだというように認識しておりますけれども、それを新たにまた国の方に戻すということになりますと、それは全体の行政改革の中でいかなものかと。

独立行政法人というのは、先ほど中期計画のお話が出ましたけれども、まさにニューパブリックマネジメントと言いますか、民間の創意工夫というのを、まずプランニングをして、今まではそういったプランニングというのがなかなか中長期にわたるプランニングができていないと。それゆえに、国民の皆さん方の顧客満足度が上がっていないのではないかと。そこで国民の利便性もなかなかうまくいかないし、効率性にも本当に資しているのかという議論の中での独立行政法人という、そういう選択であったのではないかと私どもは考えておりました。

地方におきましても、地方の独法と地方の指定管理者制度、2 つオプションとしてある中で、地方においても地方独法に任せるところは任せながら、指定管理者に任せるところは任せながらというように私どもは聞いております。

大橋専門委員 今の御説明に少し矛盾があるような気がするのです。つまり、現在の体系でも、この機構に対する指揮監督権というのは、おたくの課長さんが握っているのです。そうですね。その業務の本体的な業務そのものは、これは今度は民間に移るわけですね。指揮監督権は今もあるし、仮に独法が廃止されて民間に委託された場合でも、その指揮監督権はやはり必要なわけです。

豊岡国有財産業務課長 これは、去年の 9 月まで民間法人のときは、おっしゃいますようにかなり微に入り細に入り、まさにはしの上げ下げということで総務省からも言われたのですけれども、そういった指揮監督権はございました。

独立行政法人になりまして、基本的にはもう事後評価。その事業評価というのも、第三者の評価委員の先生方にお任せすると。国としては、中期目標ということで万博の場合、4 年半の中期目標期間がございましてけれども、その大きな枠組みの下で、こういうことを

やりなさいという指示をするだけでございまして、あとはあれやれこれやれというのは、まさに万博の理事長の権限と責任においてやると。理事長がやったところで結果責任を取ってやっていくという制度になってございますので、そこは独法になりまして、まさにはしの上げ下げまでは国としては関与しないということで、その分全体として最大 25% の定員削減ということの 1 つの手法として独立行政法人というのが出てきておりまして、それでもって、それを一手法として定員も削減していく。

大橋専門委員 独法法人から民間開放すると、そうなると思うところの仕事がどういうふうになるのか、私は変わらないのだと思っているのです。その内容、量において、今と同じ。だから、定員というのは、本当は必要ないような感じがするのだけれども。

豊岡国有財産業務課長 今の実態は、法令上もまさに独立の法人なものですから、理事長の権限と責任において、まさに中期計画にあるような効率性を達成しろとか、国民の皆様方にサービスをアップしろとか、それは理事長がやっているわけでして、まさにあれしろこれしろということは一切私どもはやっておりません。だから、これが一旦国に戻ってまいりますと、国というのはどうしても完璧を求めると言いますか、そこはきちっとやらなければいけないということで、まさにそこは規制緩和、規制改革でもつかれて、いや、だから国からちょっと距離を置いた独法にすべきであるという議論になったと認識しておりますけれども。そこは国に戻ってまいりますと、業務としてはその分プラスで増えてくるものと私どもは認識しております。

鈴木主査 さっき言っていたけれども、企画だ発注だ契約だと言って、企画は何だといって聞いたら中期計画をつくることと。それだけではないでしょうね。要するに、そこで何かのイベントをやるという話もあるし、そう上等な話ではと言ったら失礼だけれども、ではないとするならば、何でもこうやってダブルチェック、ダブルチェックが必要だというようにおっしゃるのですか。それは、信頼と言うのか、その能力のある人たちに対してお願いすればよいことであって、そうすると発注した先のが持ってくる企画をいちいちチェックしなければいけないと。お金も払ったかどうか、発注したか、これもチェックしなければいけない。ダブルの仕事になると言わんがばかりのことを 2 つ基金の使い方についても書いておるけれども、それでは、委託したことにもならないのではないですか。

豊岡国有財産業務課長 企画業務も例えば前回もコンサートの話させていただきましたけれども、コンサートの開催をやるときに、大手のイベント会社、複数社に声をかけまして、企画書を提出させております。そういった意味ではもう企画発注のような形になっておりまして、機構が実施の決定は行っているのですけれども、大手のイベント会社が企画書に基づいてコンサートに係る業務全般をやっているということで、事実上民間委託になっております。

鈴木主査 だったら、それをはっきりすればよい話であって、実はとおっしゃるのであったら、それをはっきりしたらよいのです。

豊岡国有財産業務課長 独法を廃止しまして、例えば国に一旦持ってくるとなりますと、

万博というのは、今、大阪府と折半の出資でございまして、出資金が1,220億円でございます。これは現物出資という形で土地と建物と。大阪府の出資分が573億ございまして、もしも一旦国に戻しまして、指定管理者なりに発注するということになると、国費において573億円の手当をしなければいけないということになります。この573億円、大阪府の出資分を全部買い取るのか、あるいは有償で大阪府から借り受けるのか、いずれにしても国費の負担が出てくるという問題もございます。

あと、関経連、関西の経済連合会でございますけれども、この独法の議論がありましたときに、財務省あてに国の直営ということになると、行政の肥大化を招くということで、関経連の方からもこれは独法にするのが一番いいのだということで要望書も来ております。

鈴木主査 それは、地元の人言い分は、何かにぎやかなものが建っていた方が、ただでさえ地盤沈下している関西だから、そこから塔まで消えてしまったらという気持ちでいらっしゃるのだけれども、私は本当のことを言うと、それは関西の人には恨まれるけれども、こういうものはどなたか買う人がおったら、その人に売ってしまって、独法はもうやめる。買った人に対しては、公園として使ってください、少なくとも何年間はというように形で済ませるといように処理していくのが当たり前ではないかという感じがします。あちらの方では、今、独立行政法人の議論をやっているのですね。独立行政法人のチェックは。

大橋専門委員 これは、まだ対象になっていない。

鈴木主査 これは、まだ対象になっていない。

豊岡国有財産業務課長 期間がまいりますと。

鈴木主査 いずれそういう議論が出てくるでしょう。

豊岡国有財産業務課長 万博の場合は、一応4年半経過後ということで、第1回の評価は終わったのですが、第三者の先生方は効率性の向上を前倒し、前倒しでよくやっているという評価はいただいておりますけれども、先ほど申し上げました金銭面の予算面で、ちょうど性格上、大阪府と折半になっていると。

あと、売却すればいいのではないかというお話がございましたけれども、これも34年にわたって政府の中で万博公園というのは、やはりあのとき、当時の6,500万人の方々から日本全国、あるいは、世界から来られて基金も含めて財産として残っているものについては、未来にわたって公園という形できちっと維持していこうということで、これは政府全体としてはこういう考え方でずっとおとところでございます、これを売却をするということは、ちょっとなかろうかと思っておりますけれども。

鈴木主査 言いたくて仕方がないけれども、では、それは言わないとは言いません、言いますけれども。もし、その売却でうまくいかないとしたときのことで、理事長さんに任じて、何人おったのですか、職員は。

豊岡国有財産業務課長 今、51名。

鈴木主査 50名もいるのですか。その仕事を外部委託して、50名の方が別な業務に転換してもらうには、最も手ごろと言っては申し訳ないが、手ごろな仕事ではないでしょうか。企画、発注、それから契約と言っても、別にどなたでもできる話で、ましてはさっき実はおっしゃったけれども、企画自体は中期計画をつくるのが中心でないのですか。これは適当な欄があるところを埋めればよい話ですね、とにかく、イベントは年に何回やりませうとか、何とか書けばよい話で、実際の本当の企画は、企画会社に委託させているのだったら、それをチェックする必要があるのですか。また、その能力があるのかということだから。

豊岡国有財産業務課長 能力というのは、まさに34年間のノウハウの蓄積というところにあるんだろうと考えておりますけれども、要は。

鈴木主査 しかし、物を考えてください。1つの公園を管理するのに、ノウハウの蓄積とおっしゃるほどほどのことか。

そういう点を考慮して、ここはもっと深刻に考えてください。

大橋専門委員 課長、一言だけ申し上げておくと、これは各委員とも包括的な民間委託を進めるべきだという意見が極めて強いということを申し上げておきたいと思いますが。

豊岡国有財産業務課長 それは、全体として、独立行政法人を廃止してしまってますか。

大橋専門委員 勿論。

豊岡国有財産業務課長 その場合、さっき申し上げましたような金銭的な面とか。

大橋専門委員 今、聞いた限りでは、私はそう大きな問題ではなくて、やや技術的な問題だなという感じはします。

豊岡国有財産業務課長 その570億円なりの、これは予算措置をするということになりますけれども。

大橋専門委員 そこは、また。

鈴木主査 ちょっと570億、どうだと言うのですか。

豊岡国有財産業務課長 それを買い取るか、大阪府から有償で借り受けるか、無償というのはできませんので。

鈴木主査 570億は何でしたか。

豊岡国有財産業務課長 今、万博の現物出資が1,200億ございまして、これは大阪府と国が半々で現物出資しております。大阪府の出資分が570億ございまして、これについて整理しなければいけない。大阪府はもう火の車でございますので、とても引き受ける用意はないと。

鈴木主査 だから、大阪府に570億払って国に引き取らなければいけないという、こういうことですか。

豊岡国有財産業務課長 そうです。

鈴木主査 しかし、万博の公園はあるのだから。その公園はあって、それが関西の人の1つのあこがれであるというのだったら、そのあこがれでなくなるまでの間は一応、太陽

の塔は置いておくとして、そういう公園として管理するという契約をして、いくというやり方だってあるし、そのほか色々なやり方があると思います。他人に売ってしまえば570億ぐらいすぐに出てくるでしょう。

豊岡国有財産業務課長 売るという選択はちょっと。

豊岡国有財産業務課長 どうしても国に引き取るということになりますと、その前段階としての予算をどうするのか。それから、引き取った後で、今度は万博について会計をどうするのか。まさに独立行政法人というのは、会計が不明瞭で、責任の所在が不明確ではないかというので、特別会計のような形で独立採算の中で、独立法人ができておりますけれども、これが国に引き取るということになりますと、指定管理者と同じ、指定管理者ということにしたとしても、国のところで一般会計の中で見るか、あるいは、特別会計というのをつくって、そこで経理区分していくのか。ただ、国全体として特別会計というのは、けしからんという話がありますので、一般会計の中で埋もれさせますと、またその経理がわからないのではないかと、責任が、所在が不明確ではないかと。

大橋専門委員 私が先ほど技術的な問題だと言ったのは2つ意味がありまして、1つは独法法人を廃止して民間の経営主体をつくって、そこにやらせるということです。そうして、その場合に大阪府の570億も大阪府から、その民間の経営主体に出資してもらおう。だって公園は大阪府民のためにあるようなものなのですから。

鈴木主査 欲しいのは大阪府だけです。

大橋専門委員 大阪府だけです。

鈴木主査 ですから、欲しい人がお金を持つというべきであって、国の方は570億の出資を引き上げてくるのです。

山田国有財産評価指導官 独立法人は、税金の免除がなされております。これは民間ということになると、固定資産税がかかりますので何十億かの課税になるということになりますので、なかなか民間として受け入れる主体がないかとは思いますが。

鈴木主査 とは限らない。

山田国有財産評価指導官 そうすると、結果的に入場料収入を一人当たり250円取っております。こちらが上がるということになると思いますが、関係者の合意が得られない。

鈴木主査 それだって税金で補てんしておるようなものなのだから、固定資産税を払わないとか何とかいう前に、補てんしているのだから、一応成り立つだけのものに上げるのは、これは了解すべきである。

山田国有財産評価指導官 そこも予算で地方税になりますので、地方の方がその分大きな負担をおいていただければ別なのですが。

豊岡国有財産業務課長 ちょっと経営としては、固定資産税がかかってきますと、その分成り立たないということに。

鈴木主査 だから、民にあげればいいのです。固定資産税を免除しておるといのは、その分だけ税金で補助しているというだけの話なのだから。



豊岡国有財産業務課長 今後の議論の中でも、国がやる必要はないのだけれども、民間に委ねるとするのは問題だろうという整理がなされたものと私どもは考えているわけですが。

鈴木主査 そうでしょうかね。やむを得ないからもう少し持っておけという整理がなされたら違うのでしょうか。地方の要望も強いからといたって大阪府だけの要望が強いからだけでしょう。

豊岡国有財産業務課長 全体の中でサービス水準なり効率性の向上ということをどういう形態でもってやるべきかということで、やはり議論の末に出てきたのが独立行政法人であるというように私どもとしては考えておるわけですが。

鈴木主査 だから、百歩譲って、そういうことにした場合にも、そういう業務というのは、独立行政法人で中期計画を書くのですとかいうのは、独立行政法人だから中期計画を書かなければいけないだけだから。こう言うと、また経営形態に戻ってしまうのだけれども。

豊岡国有財産業務課長 そういったもろもろのものがあって51名という。

鈴木主査 だけど、どんな経営形態であろうが、経営計画というのはつくりますから。それにそんなに金のかかる話ではないのですから。

豊岡国有財産業務課長 34年前に万博が終わったときに、協会ができたときに90名ありまして、それを今51名まで削ってきていて、中期計画終了時には49名まで削るということで、削るところはどんどん削っておよそ半分ぐらいにはなっているわけですが、契約につきましても、企画業務の中でも本当に根幹のところだけが残っているわけがありました。振れるところはすべて振っているという状況もございまして、やはり国全体として効率性をいかにすれば上げられるかということを考えた末での独法という結論であるというふうに認識しておりますけれども。

鈴木主査 しかし、これは課長、こっちが本音を申し上げておくけれども、この形態に関して、民間移管という問題に目を付けずに、触れずに通過したらほかのことは我々何も仕事はできないということになります。だから、そのつもりでおっていただきたいのです。これを始末できなくて一体官業の民営化などと言って何ができるのだと、こういうふうに言われる問題ですということです。

大橋専門委員 時間も過ぎましたので、どうもありがとうございました。

豊岡国有財産業務課長 国営公園、管理委託で、この前のときに説明があったかと思えますけれども、その指定管理者制度というのを導入するということになれば、公園行政全体の中で国営公園とかも含めて、そういった話になるのでございましょうか、この話というのは。

大橋専門委員 恐らくはそうなると思いますけれども。

山田国有財産評価指導官 指定管理者制度、国においてどういう形態でなされるということで、御検討なさっていらっしゃるのでしょうか。地方の場合だと議会の承認がいろいろ

る必要になるわけなんです、国の場合だと国会の議決が要るというような形態でお考えなのでしょうか。

大橋専門委員 それは、まだこの感じとして正式に決めておりませんが、私個人の感じで言えば、地方自治法に定めている要件とほぼ同じような規定を法律上定める。そのことによって指定管理者制度にするということです。全く同じではないです。

豊岡国有財産業務課長 先ほどのお話で国交省が公園行政を全体的に持っていますけれども、指定管理者が、公園に限らず入れるとなると、例えば、法務省が法律を担ぐとか、国交省が国営公園も含めたところで全体の法律を書くとか、そういう。

大橋専門委員 それは、先ほどの課長にどこが担ぐのですかと聞いたら、何か明快には自分のところではないとはおっしゃっていました。

豊岡国有財産業務課長 そうですか。

大橋専門委員 ありがとうございました。